

再開発事業用地 施設利用ガイドブック (まちなかにぎわいパートナー事業)



西尾市産業部商工振興課

ご利用に際しては本ガイドブックの内容を十分ご理解いただき、遵守するとともに、西尾市の指示に従ってください。

施設概要

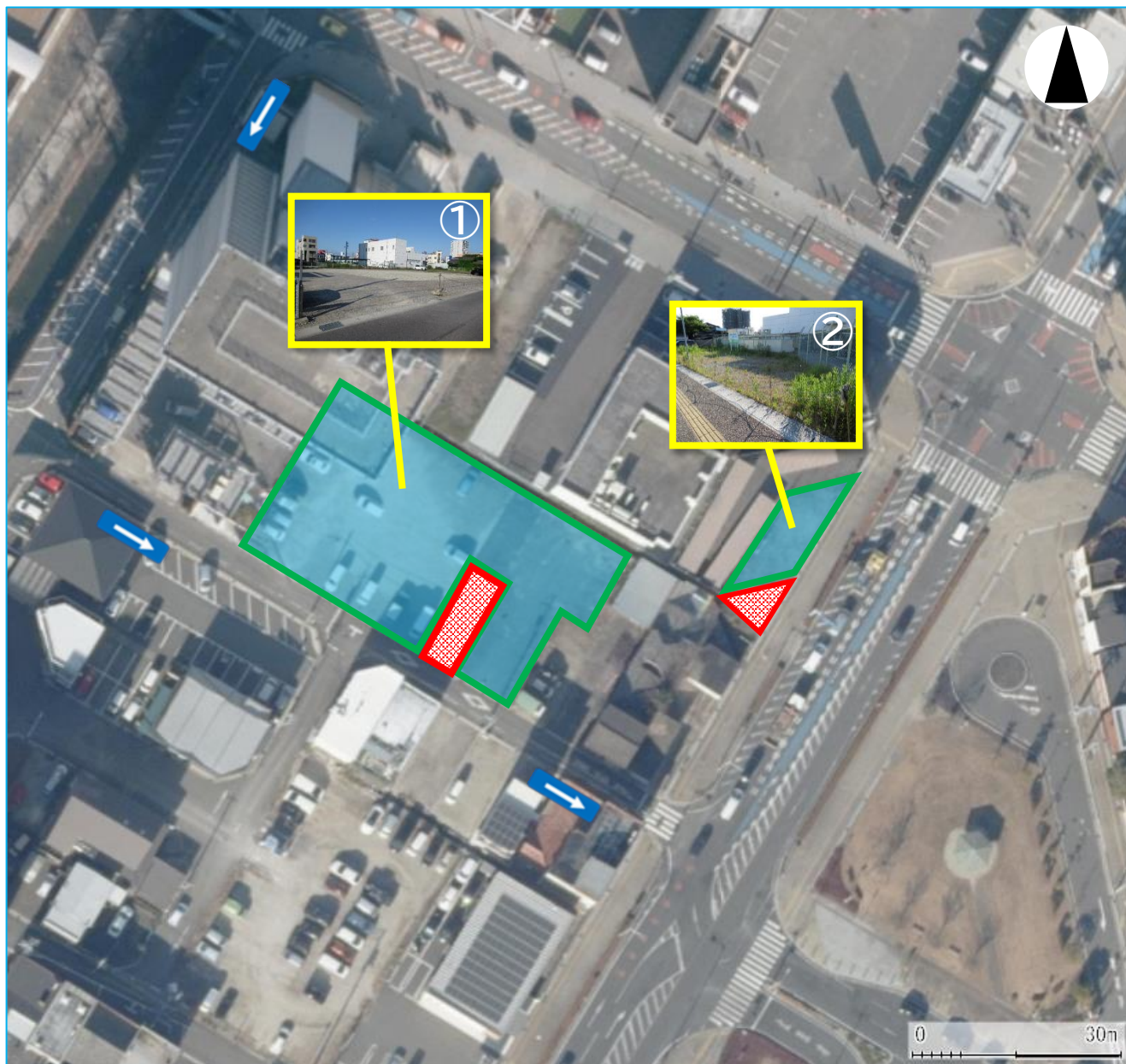
名古屋鉄道西尾駅の西口からみどり川間にある市有地。

所在地: ①愛知県西尾市桜木町3丁目他

・敷地は砂利敷き(敷地の一部はアスファルト舗装)。

②愛知県西尾市花ノ木町3丁目

・敷地は砂利敷き。



| | |
|---------|--|
| 実施内容 | 中心市街地のにぎわいを図るため、広く一般の方が参加できる内容に限ります。 |
| 利用可能時間 | 8:00～21:00（設営・撤去時間 7:00～22:00） |
| 利用可能エリア | 青塗り範囲 ※キッチンカー等車両の乗り入れ可能 ※赤塗り範囲は私有地のため許可なく立ち入らないでください |
| 設備 | ・電源…なし ・給水…なし ・トイレ…なし ※コンベンションホール併設の外トイレを使用するようにしてください。 |

禁止されている行為

1. 施設を損傷し、又は汚損すること。
2. 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
3. 土石の採取その他の土地の形質を変更すること。
4. 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
5. はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
6. 立入禁止区域に立ち入ること。
7. 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。
8. 施設をその用途外に使用すること。
9. その他施設の管理に支障がある行為をすること。
10. 火気厳禁(焚き火、バーベキュー等)
ただし、防災訓練等、管理者が許可したものは除く。

注意事項

| | |
|--------|--|
| 全体 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業実施後は後片付けをし、ごみは持ち帰ってください。 ● 利用するにあたり、食品衛生法をはじめ関係法令等を遵守し、利用者側で必要な届出・許可申請等の手続きを行ってください。 ● ガイドブック内の利用条件や注意事項が守られていない場合、事業の中止及びパートナー認定取り消しとなる場合があります。 ● みどり川四九朝市の実施中(毎月4と9のつく日の午前中)は利用できません。 ● 管理上等の理由により利用を中止させていただく場合があります。 |
| 車両・搬入出 | <ul style="list-style-type: none"> ● 敷地内に許可なく常駐することはご遠慮ください。 ● 許可なく私有地へ立ち入らないようにしてください。 |
| 駐車場 | <ul style="list-style-type: none"> ● 併設の駐車場はありません。原則、近隣の有料駐車場をご利用ください。ただし、許可を得た場合は当敷地を駐車場として利用できます。 |

| | |
|---------------------|--|
| 車両、露店、設置物等の配置・レイアウト | <ul style="list-style-type: none"> ● 火気使用器具等を使用するにあたり、消防署に届出を行ってください。 ● 許可なく私有地へ越境して配置しないようにしてください。 ● その他配置にあたって不明な点がありましたら、事前に実施計画書等を西尾市に提出し、指示を受けてください。 |
| 備品等の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ● ペグを打つ際は、人力で抜き取れる程度まで可とする。 ● その他大規模な備品等の設置については、事前に実施計画書等を西尾市に提出し、指示を受けてください。 |

関係法令等の遵守

利用するにあたり、食品衛生法をはじめ関係法令等を遵守し、利用者側で必要な届出・許可申請等の手続きを行ってください。

設営・撤去について

利用後は、施設の復旧及び清掃などを行い、破損・汚損の有無を確認してください。返却時に破損等があった場合は、市の指定する方法で賠償していただきます。

利用者責任について

利用に伴い発生する事件・事故・苦情等は、全て利用者の責任とし、以後の処理についても利用者に行っていただきます。